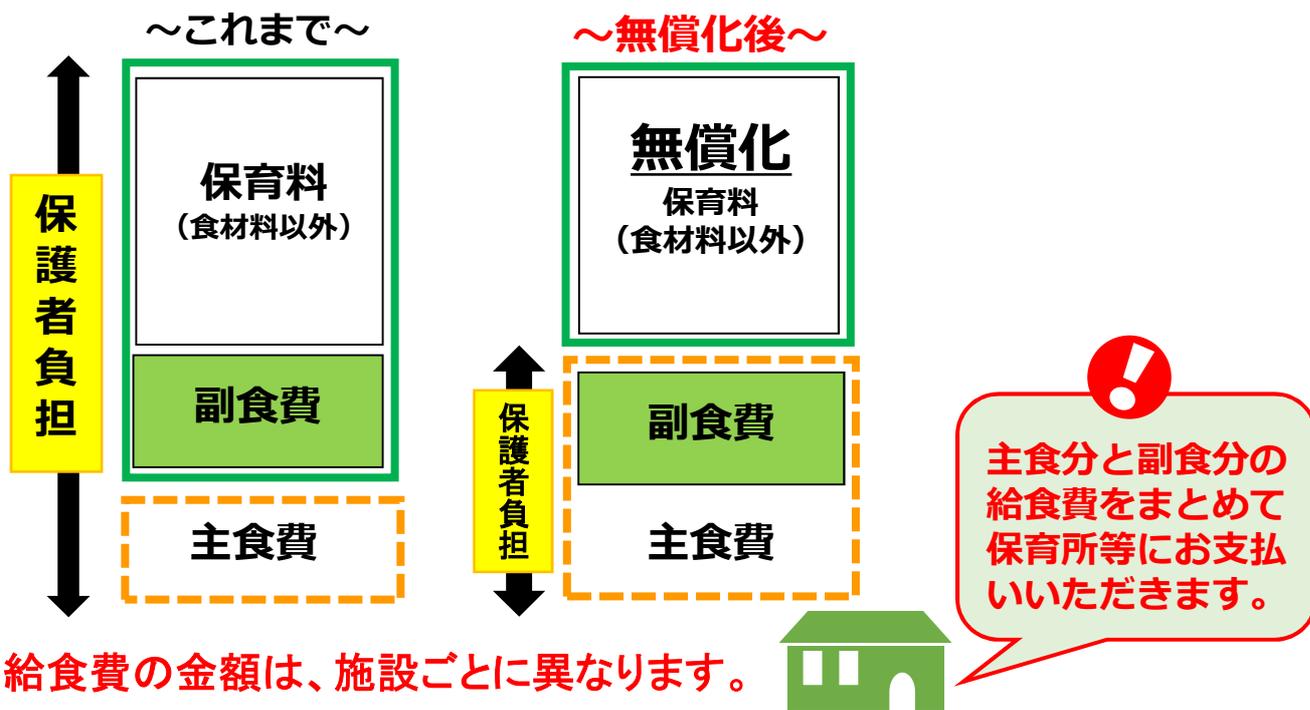


# 保育所・認定こども園を利用のお子さん

## 給食の材料にかかる費用（給食費）について

- 現在、3～5歳児の給食費のうち、主食(お米など)分については、保育施設に直接お支払いや、現物(お米)を持参して保護者に負担いただいています。また、副食(おかず・おやつ等)分についても、保護者負担金の一部として市町村を通じて、施設へお支払いいただいているところです。今般、幼児教育・保育の保育料(利用料)無償化となりますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。10月以降は主食分と副食分の給食費をまとめて保育施設等にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。



※給食費の金額は、施設ごとに異なります。

※以下に該当するお子さんの副食費(おかず・おやつ)は減免となります。

① 年収360万円未満相当世帯のお子さん

② 認定こども園(1号認定)の場合: 小学校3年までの範囲内で上から3番目以降のお子さん

例	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
1号認定	第3子 減免		第2子 負担			第1子 —	対象外

③ 保育所・認定こども(2号認定)の場合: 小学校就学前の範囲内で上から3番目以降のお子さん

例	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
2号認定	第3子 負担		第2子 負担	カウント対象外		第1子 —	対象外